



令和 年度 家屋敷（事務所・事業所）課税に係る申告書

（あて先）南魚沼市長 宛

令和 年 月 日

現住所	
フリガナ	
氏名	
日中連絡先電話番号	— —

家屋敷（事務所・事業所）の所在地	
------------------	--

令和 年 1 月 1 日現在における、上記「家屋敷（事務所・事業所）の所在地」欄に記載されている物件の状況は以下のとおりです。

（該当する番号（1～7）及び記号（ア～エ）に○印をつけてください。）

1	自己または家族の居住用や別荘・別宅としている				
	どちらかに○印をつけてください。	<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>自由に利用できる</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>自由に利用できない (どちらかに○印) → (利用に制限がある) → (間借り物件である等)</td> </tr> </table>	ア	自由に利用できる	イ
ア	自由に利用できる				
イ	自由に利用できない (どちらかに○印) → (利用に制限がある) → (間借り物件である等)				
2	個人事業主の事務所・事業所として使用している (屋号・商号：)				
3	事業用の施設だが、資材置場、倉庫、車庫である				
4	賃貸を目的とした物件である				
	どちらかに○印をつけてください。	ウ 借主がいる (借主の氏名・名称：) (借主の住所：)			
		エ 借主を募集中である。(仲介依頼先：)			
5	取り壊し済、または他人に売却済である ※1/1 現在で既に取り壊し、または他人に売却されたことが証明できる書類を添付してください				
6	何年も放置しているため、利用できる状態ではない (屋根や壁が抜け落ちるなど、破損が激しく居住不可能等)				
7	その他（具体的に：)				

(注)

- 1 この申告書は、令和5年1月1日現在南魚沼市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っておられる個人の方で南魚沼市内に住所を有しておられない場合、地方税法第317条の2第6項及び南魚沼市税条例第25条の2第8項の規定により提出していただくことになります。
- 2 「自己または家族の居住用や別荘・別宅としていた」とは。
所在地欄に記載の物件が、自分や家族が住むための住宅（自己の所有または賃貸であるかは問わない）であり、自分や家族がいつでも自由に住める状態であればアに該当します。自分や家族がいつでも自由に住める状態であれば、現在住んでいない場合や、複数人で共有している場合でも該当します。
その物件が、間借りの場合や玄関や台所、トイレ等が共用の下宿や寮等の場合、または複数人で共有しているが利用に制限がある場合等は、自由に住める状態ではないため、イに該当します。
- 3 「個人事業主の事務所・事業所として使用していた」とは。
所在地欄に記載の物件で、事業が行われていた場合は該当します。屋号・商号を記入してください。
- 4 「賃貸を目的とした物件である」とは。
所在地欄に記載の物件を他人に貸している場合はウに該当します。借主の氏名・名称、住所を記入してください。ただし、アパート等部屋数が複数ある建物の場合は空欄で構いませんが、「その他」にアパート等の名称を記入してください。
その物件を賃貸目的に所有しており、借主を募集中の場合はエに該当します。借主の募集を法人または個人に依頼している場合は、依頼先の法人名または個人名を記入してください。
- 5 「取り壊し済、または他人に売却済である」とは。
所在地欄に記載の物件が、令和5年1月1日現在で取り壊し済または売却済で、家屋取壊し届が未提出もしくは令和5年1月1日現在で未登記の場合に該当します。取壊し済の場合は解体証明書等（写しでも可能）、売却済の場合は売買契約書等の写しを申告書の提出の際に添付してください。
- 6 「何年も放置しているため、利用できる状態ではない」とは。
この項目に○印がある場合、現地調査させていただく場合があります。
- 7 この申告書により課税対象となった方には令和 年度分市民税及び県民税の均等割額のみが課税されることになります。
- 8 申告が必要となる方が令和5年1月1日以降に亡くなられている場合は相続人が申告してください。申告者欄には被相続人の情報を記入してください。また、申告書上欄の空いている所に、相続人の氏名、生年月日、住所、電話番号を記入の上、ご提出ください。（氏名記載例：被相続人南魚太郎 相続人南魚次郎）